

契 約 書

契約前に本書面をよくお読みください

甲及び乙は本日以下の内容を確認し、同意した上で契約とする。

(役務提供)

第1条 乙は、甲に対して、下記のとおり役務（以下、「本件役務」）を提供し、その対価として甲は乙に対し下記のと通りの代金を支払う。

記

1 役務の内容

役務の種類 : YouTube 集客の教科書 4 期オンライン実践コース（松尾太資、二階堂秀樹、林明文）《以下「講師」》によるビジネスでの収益向上を目的とする指導）

役務提供場所 : 乙が指定する場所

役務提供内容 : ・全 9 日間のセミナー収録映像
・全 6 回の事前質問回答サポート
・会員専用サイト、会員専用チャットワークグループ
・関連動画対策ツール「虎徹」講座期間利用権利

2 役務の対価（代金）：オンライン実践コース 492,800 円（税込）

- ・入会金 110,000 円（税込）
- ・セミナー映像費用 33,000 円 9 回 297,000 円（税込）
- ・サポート費用 11,000 円 6 ヶ月 66,000 円（税込）
- ・システム提供費用 19,800 円（税込）

3 支払方法・支払時期：お申込日より土日を除く 3 営業日以内 2021 年 4 月__日までに、乙が指定する銀行口座に振り込む方法、またはクレジットカード決済により支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

4 役務提供期間：2021 年 4 月 10 日～2021 年 10 月 31 日まで

5 事業者等

〒530-0054 大阪府大阪市北区南森町 1-3-29 MST 南森町 1002

電話 06-6926-4469

GOOD WEB 株式会社

代表取締役 林明文

(クーリング・オフ)

第2条 甲は、本契約は乙による訪問販売ではない事、甲は事業者として申し込むものとし、本商品の購入を解除（クーリングオフ）することは出来ない。

(権利義務の譲渡禁止)

第3条 甲は、第三者に対して、本契約の当事者たる地位及び本契約から生じる権利義務について、承継、譲渡、担保設定その他一切の処分を行ってはならない。

(秘密保持)

第4条 甲は、個別指導内容等、乙の業務に関連する一切の事項について、役務提供期間経過の前後を問わず、第三者に漏洩してはならない。

(禁止事項)

第5条 甲は、役務提供期間経過の前後を問わず、以下の事項を行ってはならない。

- (1) 乙の役務提供を妨害すること
- (2) 乙および講師を誹謗・中傷し、または評価を低下させる言動、SNSあるいはインターネット上への書き込み等を行うこと。
- (3) 乙の契約者に契約解除を勧誘し、または自己の役務提供に勧誘すること。
- (4) 乙の許可なく本件役務と同一または類似の役務を第三者に提供すること。
- (5) 本件役務提供を許可なく録音または録画すること。

(違約金および知的財産権)

第6条 甲は、乙に対し、甲が前条の規定に違反した場合、知的財産権を侵害したものとし、都度、金50万円を乙に支払うものとする。

(合意管轄)

第7条 本契約に関する紛争について、大阪地方(簡易)裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とすることに合意する。

(反社会的勢力の排除)

第8条 甲及び乙は、自己又は自己の代理人若しくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加

える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲又は乙は、前項の確約に反して、相手方又は相手方の代理若しくは媒介をする者が暴力団員等あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。

3 甲又は乙が、本契約に関連して、第三者と下請け又は委託契約等（以下「関連契約」という。）を締結する場合において、関連契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者が暴力団員等あるいは1項各号の一にでも該当することが判明した場合、他方当事者は、関連契約を締結した当事者に対して、関連契約を解除するなど必要など措置をとるよう求めることができる。

4 甲又は乙が、関連契約を締結した当事者に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、その相手方当事者は本契約を解除することができる。

6 前項各号に該当する場合は、甲は、何らの催告なくして、直ちにこの契約を解除することができる。

□（事業者間による契約）

第9条 甲は乙との本契約の申し込みを事業者として申し込みます。

□（協議事項）

第10条 本契約に定めのない事項については、甲及び乙は誠意をもって協議の上これを解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年4月__日

甲 住所

電話

会社名（屋号）

氏名

㊟

乙 大阪府大阪市北区南森町 1-3-29 MST 南森町 1002

電話 06-6926-4469

GOOD WEB 株式会社

代表取締役 林明文

㊟